

兼業・副業人材マッチング支援業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年（令和7年）5月2日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務名称

兼業・副業人材マッチング支援業務

(2) 業務内容

兼業・副業人材マッチング支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

2 委託費

委託費の上限は6,479,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、本事業では、あらかじめ成果指標を定め、その達成状況に応じて支払額が変動する成果連動型委託契約により事業を実施するため、委託費のうち、2,000,000円について、成果連動型委託契約方式分を含む。（別紙の本業務委託仕様書のとおり）

3 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 審査項目及び評価内容

実施要領に定めるとおりとする。

5 契約候補者の特定

兼業・副業人材マッチング支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における評価が最も高い者を本業務の契約候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎9階）

福山市経済環境局経済部産業振興課

電話：084-928-1040

FAX：084-928-1733

E-mail：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2025年（令和7年）5月 2日（金）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）5月 2日（金）から 同年5月23日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	2025年（令和7年）5月 2日（金）から 同年5月19日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限 ・回答方法	2025年（令和7年）5月21日（水） 本市HPに掲載します。 (http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加申込書類の受付期間	2025年（令和7年）5月 2日（金）から 同年5月23日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）6月 2日（月）※予定
審査結果の通知	2025年（令和7年）6月 4日（水）※予定

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月 2日（金）から同年5月23日（金）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所 上記（1）に同じ。

ウ 配付方法 上記（1）の場所での交付又は本市ホームページに掲載

(4) 参加申込書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

参加申込書類の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、審査会において受注候補者として適否を審査するものとする。

7 契約の締結

本業務の契約は、審査会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上契約を締結するものとする。

8 失格条件

次に掲げる条件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 参加申込書類の作成、提出等に要する全ての費用
参加者の負担とする。
- (4) その他
詳細は、実施要領に定めるところによるものとする。